

委員会提出議案第2号

気候非常事態宣言に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月10日 提出

提出者 経済建設委員会

委員長 板橋 真弓

気候非常事態宣言に関する決議

私たちは、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など多くの電化製品を利用し、公共交通機関や自家用車等で移動するなど便利な生活ができるようになった反面、発電したり、燃料を消費したりすることに伴い、地球上に温室効果ガスである二酸化炭素を大量に排出し、地球温暖化を加速させている。

世界では近年、各地で地球温暖化の影響と考えられる記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曾有の被害をもたらしている。日本でも、災害級の猛暑や熱中症の増加のほか、数十年に一度と言われる台風や豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしている。

このような状況を受け、世界では「パリ協定」の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組みの強化を進めているものの、世界の排出量は今もなお増加を続け、気候はまさに危機的な非常事態に直面している。

持続可能な社会の実現のためには、地球温暖化の影響と考えられる気候変動が、人間や社会にとって著しい脅威となっていることを市民全員が認識し、排出削減に寄与する取組みを市民一人ひとりが実行していく必要がある。

橋本市議会はこのような現状に鑑み、橋本市が「気候非常事態」を速やかに宣言するとともに、下記の事項に留意した具体的な行動につなげるよう強く求める。

記

1. 気候が危機的状況にあることを市民、事業者、市などが共通の認識とするため、情報提供や普及啓発に努めること
2. 森林の保全に努め、豊かな自然環境を未来へつないでいくこと
3. 循環型社会構築のため、ごみの減量化、資源化など「4 R・Refuse（発生回避）、Reduce（排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）」の取組みを一層進めること
4. 省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進すること

以上、決議する。

令和 年 月 日
橋本市議会